

施工管理者等のための足場点検実務者研修

1 教育の目的

労働安全衛生規則の一部改正（平成21年6月施行）によって、足場の点検が強化され、点検する者については施工管理者等十分な知識、経験を有する者を指名することとされた。その後、令和5年10月の同規則の改正において、足場点検者の指名が義務化された。足場からの墜落・転落災害を撲滅するため、この教育に対して足場の点検、記録等が十分実施できる能力を有する者を育成するため施工管理者等に対し教育を行うもの。

2 受講対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者。

- ① 足場の組立等作業を行う職長・安全衛生責任者※注1
- ② 足場を使用する作業を行う職長・安全衛生責任者
- ③ 足場の組立て等作業を有する建設作業所の所長(統括安全衛生責任者)、元方安全衛生管理者等の工事の施工管理に従事している者又は従事した経験を有する者
- ④ その他①～③と同等以上の実務経験があると認められるもの

※注1 足場の組立て等作業主任者であって、一定の実務経験がある場合は、本研修ではなく、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講させることが望ましい。

(2) 店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者。

① 足場の設置届に係る計画参画者

次のa、b又はcのいずれかに該当する者

a 次のア及びイの全てに該当する者

ア 次のいずれかに該当する者

(ア) 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること。

(イ) 1級建築士の免許を受けることができる者であること。

(ウ) 1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。

イ 工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は型枠支保工及び足場に係る計画作成参画者研修を修了したこと。

b 労働安全コンサルタント試験(土木又は建築)に合格した者

c 次のア、イ及びウの全てに該当する者

ア 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に2年以上従事した経験を有すること。

イ 2級建築士の免許を受けることができる者であること又は2級土木施工管理技術検定若しくは2級建築施工管理技術検定に合格したこと。

ウ 工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は型枠支保工及び足場に係る計画作成参画者研修を修了したこと。

② 店社の安全衛生部門又は工事部門の安全衛生パトロール担当者

3 科目及び時間（途中休憩を含む）

科 目	時 間	時間割	講師
災 害 事 例 及 び 関 係 法 令	1	13:00 ～ 14:00	建 災 防 佐 賀 県 支 部 講 師
足場の組立て等の安全施工と保守管理	3	14:05 ～ 17:15	

4 受講料（テキスト代1,815円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
8,900円	9,900円

注① 会員はテキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた受講料になります。

注② 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品等

受講票・筆記用具

7 実施日・会場

実施日 【受付期間 7月1日～7月15日】 ・7月31日(午後)

会 場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南2-13-5 TEL 0952-26-1563